

全 員 協 議 会 記 録

令 和 7 年 1 0 月 2 1 日

【開催日】 令和7年10月21日（火）

【開催場所】 議場

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時38分

【出席議員】

議員	穂本真一	議員	伊場勇
議員	大井淳一郎	議員	大年恒夫
議員	奥良秀	議員	北永千賀
議員	白井健一郎	議員	高松秀樹
議員	武野裕司	議員	恒松恵子
議員	中岡英二	議員	中島好人
議員	中村博行	議員	濱本健吾
議員	福田勝政	議員	藤岡修美
議員	藤谷圭子	議員	前田浩司
議員	宮本政志	議員	矢田松夫
議員	山田伸幸	議員	脇本直美

【欠席議員】 なし

【事務局出席者】

局長	石田隆	局次長	中村潤之介
庶務調査係長	山田寿実子	庶務調査係書記	和田悠花
議事係長	岡田靖仁	庶務調査係書記	末岡直樹

【付議事項】

- 1 配付書類の確認及び説明
- 2 世話人会協議確認事項について
- 3 政務活動費について

午前10時 開会

石田議会事務局長 皆様、おはようございます。ただいまから、全員協議会を開会させていただきます。この会議は、地方自治法に規定する協議・調

整を行うための場として、本市議会の会議規則に定めるところにより設置しているものです。規程には原則公開と定めております。本日は今期初めての全員協議会ということで、初議会となる10月臨時会に関する事項を中心に説明させていただきます。これに先立ち、先週15日に本市議会の申し合わせ事項に基づく世話人会を開催し、前期の議長など3人の議員にお集まりいただき、協議・確認を行っていただきました。その中で、本日の全員協議会の議事進行は、まだ議長が決まっておりませんので、慣例により年長議員でいらっしゃる福田議員が座長となつて行っていただくこととしました。つきましては、これより議長席を座長席とし、福田議員に御着席いただき、議事を進行していただきますようよろしくお願いいたします。それでは福田議員、こちらの席にお願いいたします。

(福田勝政座長 座長席へ)

福田勝政座長 おはようございます。座長をさせていただきます福田です。よろしくお願い致します。それでは、ただいまから全員協議会を開催します。本日の会議については、お手元の次第に沿って進めてまいりますので、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願い致します。それでは、1番、配付書類の確認及び説明について、事務局の説明をお願いします。

岡田議会事務局議事係長 それでは、(1)から(3)までを一括で御説明させていただきます。まず、お手元にお配りしております会派結成届を御覧ください。本市議会におきましては、申し合わせ事項により、3人以上の議員または同一政党の2人以上の議員で会派を結成することができます。結成された会派の代表者におかれましては、10月29日水曜日までに会派結成届の御提出をお願いいたします。なお、本市議会における会派の定義につきましては、山陽小野田市議会基本条例第4条に規定されておりますので御参照ください。続きまして、(2)議会運営委員の会派選出議会運営委員会委員選出届を御覧ください。山陽小野田市議

会議会運営委員会の運営に関する規程第3条により、議会運営委員会の委員は各会派から選出することとされており、会派3人につき1人を選出することができます。そのため、3人以上で結成された会派の代表者におかれましては、会派選出議会運営委員会委員選出届を10月29日水曜日までに御提出ください。続きまして、(3) 常任委員会委員選出届について御説明いたします。こちらはお手元に、会派所属議員常任委員会委員選出届と会派無所属議員常任委員会委員選出届の2枚をお配りしております。常任委員会は、総務文教常任委員会、民生福祉常任委員会、産業建設常任委員会、そして一般会計予算決算常任委員会の四つがございます。このうち、一般会計予算決算常任委員会の委員定数につきましては、議長を除く21人全員が委員となっております。したがって、総務文教、民生福祉、産業建設の三つの委員会の中から、第1希望、第2希望を丸で囲み、会派に所属される議員の方におかれましては、会派の代表者が会派全員分を取りまとめて会派で1枚を御提出ください。会派に所属されない議員におかれましては、個人で1枚を御提出ください。また、各会派の代表者におかれましては、会派の中で一つの委員会に集中することがないように調整をよろしくお願いいたします。こちらの届出も10月29日水曜日までに御提出いただくようお願いいたします。(1) から (3) までにつきましては、御説明は以上でございます。

福田勝政座長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はありませんか。

宮本政志議員 会派所属議員常任委員会委員選出届が1枚配られるとおっしゃったけど、うちの会派は12名おりますので2枚にわたりますが、よろしいですか。

岡田議会事務局議事係長 選出届につきましては、裏面にも御記入いただけるようになっておりますので、十数人分記入できるようになっております。なお、それでも足りない場合がございますら、2枚目等も御用意させていただきます。

福田勝政座長 ほかに何か質問はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、次に世話人会協議確認事項について、事務局の説明をお願いします。

石田議会事務局長 それでは、別紙の世話人会協議確認事項について御報告させていただきます。報告が少し長くなりますことを御容赦ください。山陽小野田市議会世話人会の資料を御覧ください。10月15日に開催しました世話人会は、本市議会の申し合わせ事項7に規定しているもので、初議会の運営について協議する場と位置づけております。メンバーは、前期の正副議長、会派代表、そして今期の年長議員と定められており、今回は前期の議長である高松議員をはじめとする3名の方にお集まりいただき、御協議いただきました。なお、この世話人会で今期の初議会の運営について協議・確認することにつきましては、前期の議会運営委員会において御了承いただいていることを申し添えます。それでは、世話人会協議確認事項を御報告させていただきます。最初に、協議確認事項1、令和7年第1回（10月）臨時会（初議会）についてです。初議会は、正副議長の選挙や所属委員会の決定といった議会内の体制づくりを目的に開催いたしますが、前回と同様に、今回も執行部から議案を提出する旨の報告があり、これが会期や議事日程に影響しますので、まず初議会における執行部提出議案について御説明いたします。議案は4件提出される予定でございます。1件目は、アの監査委員の選任についてです。これは議員の中から選出される監査委員1名の同意案件です。この議員選出監査委員の候補者の選任につきましては、慣例により、議長に一任することとなりました。なお、候補者の選任は10月臨時会を開会してからのこととなりますので、この議案は後送となります。2件目は、イの第二次山陽小野田市総合計画後期基本計画の策定についてでございます。これは山陽小野田市議会の議決すべき事件を定める条例に掲げる議決事件であり、現行の第二次総合計画の計画期間12年間のうち、5年目から8年目までの4年間を対象とする中期基本計画が来年3月末に

終了することに伴い、来年度、令和8年度からの4年間を対象とする後期基本計画を策定するものでございます。この議案の審査方法ですが、内容が市政全般にわたるため、前回と同様、特別委員会を設置して審査することといたしました。資料1を御覧ください。これは総合計画審査特別委員会の構成案でございます。委員会の概要として、委員数は議長を除く21人の議員全員で、正副委員長は委員で互選していただきます。また、議案を能率的かつ専門的に審査できるように、表のとおり、委員会の下に四つの分科会を設置いたします。具体的には、後期基本計画を審査する総務文教、民生福祉、産業建設の三つの分科会を設置し、それぞれ総務文教、民生福祉、産業建設の常任委員会の委員をもって充てます。審査事項はそれぞれ、常任委員会の所管部分とします。次に、重点プロジェクトを審査する分科会として重点プロジェクト分科会を設置いたします。定数は9人とし、総務文教、民生福祉、産業建設の各分科会の会長のほか、各分科会から2人ずつ選出いたします。分科会の構成員の名称は、会長、副会長、委員とし、正副会長は各常任委員会の正副委員長をもって充てます。ただし、重点プロジェクト分科会は、所管が重なる常任委員会がないため、正副会長は委員が互選いたします。最後に今後のスケジュールです。来年度、つまり令和8年度の予算編成の観点から、本議案は12月定例会が閉会するまでに議決することが望ましいため、10月臨時会中の本会議で特別委員会を設置し、議案を委員会に付託。本会議終了後、委員会を開催して、正副委員長の互選、分科会の設置、議案の継続審査を決定し、11月の閉会中に各分科会を開催して議案を審査し、12月定例会中に委員会を開催して採決する予定としております。議案の3件目は、ウの令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第6回）に関する専決処分についてです。内容は令和7年8月に発生した下水道圧送管の破損に伴う土木費の補正と聞いておりますので、一般会計予算決算常任委員会に付託した上で産業建設分科会で審査していただくこととなるのではないかと考えております。議案の4件目は、エの令和7年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第1回）に関する専決処分についてです。内容は先ほどと同じく令和7年8月に発生し

た下水道圧送管の破損に伴うものと聞いております。これは産業建設常任委員会で審査していただくことになるのではないかと考えております。以上で、執行部提出議案についての説明を終わります。次に、(2)の議長及び副議長の選挙について御説明させていただきます。資料2を御覧ください。議長の選挙につきましては、本会議でこれを議題とした後、暫時休憩して、執行部の退場を待って全員協議会を開催し、最初に事務局から選挙の流れを御説明させていただきます。なお、確認の意味で、事前にその内容をこれから御説明させていただきます。議会で行われる選挙は地方自治法に規定されており、公職選挙法の規定が一部準用されています。選挙の方法には投票と指名推選の2通りがありまして、どちらかの方法で当選者が決まりましたら議場で告知し、当選者の就任承諾を得られたときに議長が決まります。ここでいう投票とは、投票用紙に最も適任と考える議員の氏名を記載して投票箱に投函する方法で、単記無記名投票となっております。当選者となるには法定得票数を満たす必要があります。議長選挙の場合、有効投票総数を議長の定数である1で割った数の4分の1以上となります。この法定得票数以上の票を獲得した議員のうち、最も票の多い方が当選者となります。仮に、議員22人全員の投票が有効であった場合、法定得票数は6票となります。次に、指名推選とは、議員全員の意思が一致している場合に投票によらず採決で当選者を決める便宜的な方法でございます。この指名推選の方法で当選者を決めるには、三つの要件を満たす必要があります。一つ目は指名推選をするということに議員全員異議がないこと、二つ目は誰が指名するか議員全員に異議がないこと、三つ目は指名された議員が当選者となることに議員全員に異議がないこととされております。そのため、全員協議会と本会議のそれぞれで、この三つの要件を一つずつ確認しながら進めることとなります。なお、その確認の最中に誰かが異議を唱えたり、候補者が2人以上になったりした場合には、必然的に投票により選挙を行うこととなります。議長選挙には、公職選挙法に規定する立候補制が準用されておられませんので、立候補は認められないとされています。ただ、本会議でない場で、議長になりたい議員が所信表明に似た挨拶等を

することは法律で規制されていませんので、前回と同様、全員協議会でどなたか候補者を推薦していただき、推薦された候補者に御登壇いただいて、挨拶していただくことにいたしました。その後、本会議を再開して選挙を行います。その流れは、中ほどの②から⑫までのとおりでございますので、御確認をお願いいたします。なお、立候補制が適用されませんので、候補者でない議員への投票の有効票となります。投票を行う場合、慣例により、開票立会人には候補者を推薦した議員を指名させていただくことといたしました。ただし、開票立会人は2人以上必要ですので、候補者が1人のみで指名推選にする最中に異議が出て投票となった場合は、開票立会人は1人しかいないこととなりますので、異議を述べられた議員も開票立会人に指名させていただくことといたします。なお、異議を唱えられた議員が2人以上いらっしゃる場合は、その中から臨時議長が任意に選んだ1人を指名させていただくことにいたしましたので、指名された場合は御協力をお願いいたします。続いて、2の副議長の選挙についてでございます。議長選挙とほぼ同じ流れで、議長選挙の①から⑨まで行い、そして⑩として副議長に就任の御挨拶をしていただき終了ということになります。以上で、議長及び副議長の選挙についての説明を終わります。続いて、(3)の仮議席及び議席の指定について御説明させていただきます。本市議会の申し合わせにより、仮議席は議席番号1番から五十音順に指定することとなっており、1番の穂本議員から22番の脇本議員まで、資料3のとおりとなります。また、正規の議席は、議長が最終番の22番、副議長が一つ前の21番、そして議員選出監査委員は、決算議案の採決の際に、議場への出入りを繰り返すこととなる都合上、出入口に最も近い1番としております。それ以外の議席は、議会運営委員会で協議して決めることとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。正式に正規の議席が決まるのは、10月臨時議会最終日の本会議で議長が議席を指定され、実際に正規の議席にお座りいただきますのは、次の議会からということとさせていただくことになりました。以上で、仮議席及び議席の指定についての説明を終わります。続いて、(4)諸会議(10月臨時会を含む)の開催について、

御説明させていただきます。先ほどの（１）から（３）までを踏まえまして、初議会の最終日までの間に開催する会議と議事日程について、御説明させていただきます。資料４を御覧ください。今後開催されるものを御説明いたします。まず、２１日火曜日午後１時から新人議員を対象に新議員説明会を開催いたします。そして２２日水曜日に１０月臨時会の招集が告示されまして、臨時会の会期は１０月２９日から１１月６日までの９日間としております。２９日水曜日は、午前９時から全員協議会を開催して、この日の会議の進行等を御説明させていただきます。その後、１０時から本会議を開会し、議長が決まるまでの間、年長議員でいらっしゃる福田議員に臨時議長として議事を進行していただきます。議事の流れは、臨時議長の御紹介、臨時議長の御挨拶、開会宣言、議員と執行部の自己紹介、市長の招集挨拶、仮議席の指定へと進んだ後、議長の選挙を行っていただきます。議長が決まりましたら、議長に御挨拶いただきまして、そして臨時議長にも御挨拶いただき、議長と席を交代していただきます。ここから先は、議長が議事を進行されます。１０月臨時会の会期を決定し、次に副議長の選挙を行っていただきます。副議長が決まりましたら、副議長に御挨拶いただき、その日は散会となります。その後、議長に常任委員会の委員構成を調整していただきます。そして、１１月４日火曜日は、午前１０時から本会議を開催し、常任委員会委員と議会運営委員会委員の選任報告をしていただき、暫時休憩して、委員会を順次開催していただき、正副委員長を互選していただきます。正副委員長の互選が終わりましたら、本会議を再開して、正副委員長の選任報告をしていただき、再び暫時休憩し、議会運営委員会を開催していただきます。ここで、人事同意案件を除く議案３件の付託先、議員のうちから選出される市都市計画審議会委員と宇部・山陽小野田消防組合議会議員の選出方法を御協議いただきます。終了後、全員協議会を開催し、直前の議会運営委員会決定した事項を議会運営委員長から御報告いただき、本会議を再開し、市長提出議案を取り上げます。順序としましては、先に議員のうちから選出されます監査委員の同意人事案件１件を上程し、提案理由の説明、質疑、討論、採決をしていただきます。な

お、人事案件において質疑から採決までを一連で行うのは、申し合わせによりまして、委員会付託を省略することとなっているからです。続いて、残りの議案3件を一括上程し、提案理由の説明、質疑の後、第二次総合計画に係る議案の付託先となる総合計画審査特別委員会を設置し、議案3件を委員会付託していただき、散会となります。本会議終了後、議長を除く21人の議員からなる総合計画審査特別委員会を開催していただき、正副委員長の互選、分科会の設置をしていただきます。その後、執行部の出席を求めて、計画案の概要説明を受け、質疑を行い、10月臨時会終了後もこの議案を継続審査することを決定して終了いたします。引き続き、一般会計予算決算常任委員会を開催していただき、分科会を設置していただきます。委員会終了後、産業建設常任委員会、それから一般会計予算決算常任委員会の産業建設分科会には議案の審査をしていただきます。11月5日は委員会予備日としております。また、議会運営委員会を開催していただき、議席の確認及び各種委員等の選出者の確認を行っていただきます。11月6日は、臨時会の最終日としております。午前10時から一般会計予算決算常任委員会を開催していただき、分科会長報告、質疑、討論、採決を行っていただきます。その後、午後1時から全員協議会を開催して議運決定事項の報告を行っていただきます。午後1時30分から本会議を開催し、総合計画審査特別委員会の正副委員長選任報告から、正規の議席の指定、議案に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行っていただきます。その後、宇部・山陽小野田消防組合議会議員の選挙を行っていただいてから、第二次総合計画の議案を10月臨時会終了後の閉会中に継続審査することを決定していただき、さらに議会運営委員会に係る閉会中の調査事項を決定していただき、10月臨時会を閉会する予定となっております。以上で10月臨時会を含む諸会議の開催についての説明を終わります。続きまして、(5)と(6)を一括で説明させていただきます。まず、(5)の臨時会付議事件の告示依頼について御説明いたします。これは、10月臨時会の最終日に行う消防組合議会議員の選挙を市長による招集告示の文書の中に付議事件として記載していただくよう依頼するものでございます。案件が他の団

体の議会のことですので、この手続が必要となります。なお、依頼文は10月臨時会招集告示の前に送付する必要があり、議長が決まっておりますので、慣例により、世話人会全員の連名で発出することといたしました。なお、世話人会終了後、その日のうちに依頼文を発出しております。続いて、(6)の臨時会日程案の公表について説明いたします。通常ですと、日程案の公表のタイミングは、市長による議会の招集告示後に開催する議会運営委員会で日程案を決定した後としておりますが、今回の10月臨時会につきましては、まだ議会運営委員会の委員が決まっていないため、議会運営委員会を開いて決定することができませんので、明日の臨時会招集告示後に公表することとなりました。(5)の説明は以上でございます。次に、2の全員協議会について御説明いたします。全員協議会を行う場所は、原則として議場と定められていることを確認され、議席は本会議の議席と同様とすることとされました。また、全員協議会の議事進行は、議長が選挙されるまでは、年長議員が座長となって行っていただくこととしました。

岡田議会事務局議事係長 引き続き、10月臨時会の初日の服装について御案内させていただきます。10月臨時会初日につきましては、本市のクールビズ期間ではございますが、議員、執行部自己紹介及び市長の招集挨拶があるため、議員の皆様におかれましては、上着、ネクタイ等を着用して出席していただくことということを確認いたしました。以上になります。

福田勝政座長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はありますか。

宮本政志議員 総合計画審査特別委員会についてです。10月臨時会の中で特別委員会を設置し、11月の閉会中に分科会を開催することになっております。これは週1回程度となっておりますが、週2回以上やって、継続審査をせずに臨時会の最後に議決することは難しかったのかな。なぜわざわざ12月定例会まで継続審査するのかと思ひまして、その辺りを教

えてください。

石田議会事務局長 前回、4年前にはそのぐらいのペースで12月定例会で議決を得ているという状況を見た中で、このような案を作っております。

宮本政志議員 前回のスケジュールが論拠と局長は言われましたけど、これは議会運営のことで、前例は論拠にならないと思います。世話人会で意見は出なかったですか。

石田議会事務局長 この案のとおりで了承されまして、宮本議員が言われましたような意見等は特にございませんでした。

白井健一郎委員議員 消防議会の委員の選挙について、どういうふうに行われるのか、詳しく説明してください。

石田議会事務局長 どのように行われるというのは、例えば指名推選で行うとか投票で行うとか、そういった意味合いでしょうか。

白井健一郎委員議員 たしか議員が3人で、特定の常任委員会から数名ということを知っているんですけど、その辺について説明を伺いたいと思います。

岡田議会事務局議事係長 消防組合議会議員につきましては、先例では、総務文教常任委員会から2人、民生福祉常任委員会から1人となっております。議員の調整につきましては、委員会内で協議していただくことが先例となっております。なお、ただいま申しましたのは事実上の協議のことです。申し合わせ事項により、指名推選により選挙が行われるということになっております。別件になりますが、皆様にお配りした資料につきまして一点誤りがございましたので、御修正をお願いしたく存じます。資料4の諸会議についてです。11月4日の本会議中、同意案

件1件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決の後に、「議案2件を一括上程」と書いてしまいましたが、正しくは「議案3件を一括上程」でした。おわびして訂正させていただきます。

福田勝政座長 ほかに質問はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、次に3番目の政務活動費について事務局の説明をお願いします。

山田庶務調査係長 それでは、政務活動費について御説明します。政務活動費については、山陽小野田市議会便覧185ページから219ページの間に政務活動費の交付に関する条例、施行規程、使途基準が掲載されておりますが、この場では概略を御説明させていただきます。政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付するものです。政務活動費の額は、議員1人当たり月額1万2,000円で、1会計年度分を一括で先渡ししております。額を計算する基準日は各月1日で、このたびは11月1日が最初の基準日となりますので、11月から3月までの5か月分、1人当たり6万円を申請していただくようになります。また、会派に所属している議員の政務活動費は会派に対して交付しております。そのため、会派の代表者は、会派の人数に6万円を乗じて得た額を申請していただくようお願いいたします。口座振込で交付いたしますので、会派の口座または無所属議員の個人口座を開設していただき請求してください。次に、政務活動費の使い道の基準については、議会便覧208ページから219ページまでに掲載しておりますので、御確認いただけたらと思います。例えば、行政視察や研修等に行く際には事前に工程表を提出していただくなど、いろいろな規定がございます。政務活動費を使用される際は、事前に議会事務局に御相談いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。次に、政務活動費の収支報告書は、年度末や会派が解散したとき、議員でなくなったときに作成していただき、領収書を添付して御提出いただきます。使い道の透明性を確保するために、提出された収支報告書、領収書等は誰でも閲覧できるようにその写しを議会事務局に備え付け、また市議会のホームペ

ージにも掲載しております。最後に、政務活動費交付申請書等は、各会派の代表者、会派に所属されない無所属議員にお渡しいたしますので、早めに提出いただきますようお願いいたします。以上、概略を述べさせていただきましたが、政務活動費を実際に使用される中でいろいろと疑問等が出てくることかと思えます。御不明な点がございましたら、事務局にお声かけいただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。説明は以上になります。

福田勝政座長 それでは、事務局の説明が終わりましたが、ほかに質問はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で全員協議会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時38分 散会
